

# 公的年金からの 特別徴収制度のお知らせです



※ 平成 29 年度の 4 月年金支払分から変わります。(平成 28 年度は現行のままです。)

このお知らせは、市民税・県民税が年金から天引きされる方全員が対象です。

## 1 公的年金からの特別徴収制度 とは

65 歳以上の方の公的年金に係る市民税・県民税について、要件を満たした方は、4・6・8 月「仮徴収」、10・12・2 月「本徴収」として年金から天引きされます。

## 2 特別徴収制度の見直し

現行の制度では、仮徴収と本徴収の額に大きな差が生じる場合があります。

これを、仮徴収を調整することによって、年金支給額から納めていただく税額が年間を通じて均等になるように見直されます。

この見直しによって、

- 年間の市民税・県民税の合計額に影響はありません。
- 国民健康保険税や介護保険料など、ほかの料金や税額にも影響はありません。

## 3 見直しの内容

現行の制度では、4・6・8 月の天引き額は、それぞれ前年度の 2 月の天引き額と同じ金額になっています。制度の見直し後は、仮徴収税額(4・6・8 月の合計)は、前年度の年税額(公的年金に係る税額)の 2 分の 1になります。

新  
制  
度

【 仮 徴 収 】

4 月

6 月

8 月

【 本 徴 収 】

10 月

12 月

2 月

仮徴収税額は、前年度の年税額×1/2です。



これを 3 で割った金額が、仮徴収  
1 回あたりの天引き額になります。

本徴収は、現行どおり、  
年税額から仮徴収税額を引いた  
金額になります。

裏面もご覧ください。

### **\*年度の途中で転出された場合や税額が変更となった場合**

現行の制度では、特別徴収から普通徴収へ徴収方法が変更となり、残りの税額を納めていただきますが、平成28年10月からは、一定の要件のもとで特別徴収が継続されます。



#### 〈 参 考 〉

**以下の要件をすべて満たす方が、特別徴収の対象となります。**

**(特別徴収するかしないかを選択することはできません。)**

- ① 課税される年度の4月1日現在、65歳以上の方
- ② 老齢基礎年金等の支払いを受けており、その年額が18万円を超える方
- ③ 介護保険料が年金から引かれている方

**ただし、要件に該当しても、特別徴収の対象とならない場合があります。**

- ・ 公的年金に係る所得について、税額が生じない場合
- ・ 特別徴収の対象となる税額が、介護保険料や国民健康保険税などを差し引いた老齢基礎年金等の残額を超える場合
- ・ 介護保険料が年金から引かれなくなった場合 など

**※ 詳細については、阿賀野市役所ホームページをご参照ください。**

〈お問い合わせ〉

阿賀野市役所 総務部 税務課 市民税係

電話 代表 (0250) 62-2510 (内線 2664、2665、2666)